

6. 地方公営企業の経営健全化

(1) 水道事業

水道事業は、安全な水をお飲みいただくために地方公営企業として独立採算性で事業運営しています。その主たる収入は水道料金で賄っていますが、現在収入（一般会計繰出金・県補助金）が年々減少し、厳しい財政状況が続いています。

しかし、社会情勢や環境の変化に対応した水道事業を運営する必要がある一方、大幅な料金値上げは許されない社会状況です。

このため、民間企業と同様にあらゆる面から経営の効率化が求められており、併せて公共の福祉の増進を図らなければなりません。

また、お客様に提供するサービスの品質をより向上させ、事業の効率化やお客様・社会のニーズに対応できるような財政基盤の強化を図る必要があるため、平成17年度～平成21年度の5カ年間、より一層の行政改革を推進します。

① 経営基盤強化への取組

ア 収益の向上

水道事業においては、需要の拡大（新規加入及び自家用井戸併用家庭の使用水量の増加）が経営改善につながるようになりますので、水道水質の安全性をPRし、普及率の向上を図ります。又、有収率の更なる向上を目指し効率的な水運用を実現し安定給水に努めます。

【効果額 18,025千円】

イ 水道料金の適正化

独立採算性が水道事業の基本ですが、現行料金が原価を回収できる水準になく、更に、今後も老朽化した施設の更新事業が必要であり、適正な料金水準の検討が必要です。受益者負担の原則に基づき、平成19年度を目標に水道料金の改定を実施し、料金収入の確保を図り、経営の健全化を図ります。

【効果額 126,000千円】

ウ 有収水量の増加

毎日の点検業務に併せて、定期的に漏水調査を実施し更なる有収水量の増加に努めます。

② 定員管理の適正化

平成11年4月1日～平成17年4月1日の職員純減数は2人（28.6パーセント）で、現在は5人の職員で対応していますが、OA化等による事務の効率化を推進し、平成18年度には更に職員数減による人件費の削減を図ります。

【効果額 32,000千円】

③ 給与の適正化

一般会計職員と同様の計画を推進します。

④ 設備投資の抑制

投資規模の適正化、整備進度の調整等を行い、企業債依存度を下げます。また、新たな起債については、緊急性・必要性を十分精査して必要最小限に留め、企業債発行を抑制します。

⑤ 物件費の削減

施設の修繕工事等は内部努力により極力職員で対応し、経費の節減に努めます。

【効果額 12,230千円】

⑥ 経費節減等の取組による効果額

上記の改革により、188,255千円の効果が見込まれます。

⑦ 計画達成状況の公表

まちづくり課水道係のホームページで平成19年度に中間報告、平成21年度に最終報告を公表します。

(2) 国保東庄病院事業

東庄病院は、保健・医療・福祉の中核施設で、旭中央病院と協力関係にあります。

同一敷地内には、「保健福祉総合センター」「オーシャンプラザ」があり、連携を図っています。

① 経営基盤強化への取組み

ア 収益の向上

・病床の占床率のアップ

高度医療を提供する大規模病院に患者が集中するなか、近隣公立病院等の連携を取り、受け入れ可能な患者を受け入れることにより占床率アップを図ります。

・人間ドック・健康診断等の受け入れ態勢の充実

検査機器を有効活用し、人間ドック・健康診断等の内容充実と診断速度のスピードアップを図り受検者数の増加に努めます。

イ 職員研修の充実

サービスの質の向上を図るため、各種研修会への参加並びに内部研修を実施します。

② 定員管理の適正化

ア 医師の確保

医療機関立入検査で医師数の不足を指摘されており、引き続き募集していきます。

イ 退職者の補充をパート職員で対応

医療法による一定の人員配置義務がありますが、パート職員で対応可能な業務・職種については、パート職員で対応するようにして人件費の抑制を図ります。

③ 給与の適正化

普通会計職員と同様の計画を推進します。ただし、医師については、確保が困難な状況であり、他の公立病院の情報を得ながら検討していきます。

④ 材料の共同購入への取組み

東庄病院は、100床未満の小さい規模のため、診療材料や薬品が他の病院より高額で購入している状況である。この対策として、近隣公立病院との共同購入に取り組めます。

(3) 食肉センター事業

「安全・安心・おいしい」食肉を常時安定的に消費者へ供給するため、衛生的なとさつ解体を行っています。食肉センターでは、「民間で出来ることは民間に」をモットーに「指定管理者制度」創設による公務市場開放が進められているなかで、平成14年度から民間に管理業務を委託するなど、経営の安定化を図ってきました。今後は更に、平成18年度に指定管理者制度導入に向け検討をして、地域の振興及び活性化並びに行政改革を推進します。

(4) 訪問看護ステーション事業

訪問看護ステーションは、病気や障害のある方が、自宅で安心して療養生活を送れるようにするための事業です。

① 収益の向上

訪問看護業務と居宅介護支援事業を行っていますが、いずれも、報酬は国の基準によることになっています。

訪問看護については、介護保険サービスの多様化に伴い、業務拡大が困難な状況であり、居宅介護支援事業については介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数の上限が定められています。このことから収益の向上は厳しい状況であります。

② 費用の削減について

歳出のほとんどは、人件費です。必要人員が国の基準により示されているので、職員の削減は困難です。職員の退職があった場合は、より若い職員を採用する等の方法を取ります。現在職員数が3人（うち1人臨時職員）であるので職務の形態を考慮し、臨時職員対応を検討します。

なお、平成18年度予算における一般会計繰入金金は100千円であります。今後も町民へのサービス向上を目指し、さらに、経費削減に努めます。

(5) デイサービスセンター事業

デイサービスセンターは、「寝たきり」や「介護が必要な高齢者」を車で送迎をして、楽しく入浴や食事、レクリエーションなどのサービスを受けていただく事業です。

デイサービスセンターは平成15年度から民間事業者へ業務委託して、収益の確保と経費の削減を図っています。

なお、収益の95%を委託料として業者に支払っています。